

女性差別撤廃条約と天皇・皇族の人権

南野, 森
九州大学法学部 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/7431389>

出版情報 : 世界. 992, pp.123-127, 2025-03-07. 岩波書店
バージョン :
権利関係 :



世 界 の 潮

SEKAI

NO

USHIO

女性差別撤廃条約と天皇・皇族の人権 南野 森

SEKAI
NO
USHIO
1

女性差別撤廃委員会からの勧告

憲法は、一三条で個人の尊重原理を、一四条で平等原則を定めているが、それを受け、市民社会の基本法たる民法も、「個人の尊厳と両性の本質的平等

戦後八〇年、天皇と皇族は、憲法が保障する人権の「飛び地」に置かれてきた。婚姻への制約や、苛烈なバッシング……。「違憲」でないからといって、過剰な人権制約の制度を許容したままでよいのか。女性差別撤廃委員会による勧告を契機に、あらためて考える。

を旨として」民法を解釈すべしとする

新しい条文を、戦後追加した（現二条）。

このように、憲法と民法のそれぞれが男女平等を国家と社会の原則として定めたが、それから八〇年、現実の日本社会では、男女差別がなくなったと

はとても言うことはできないだろう。

なにより、わが国の象徴でもある天皇とその家族に関する制度のなかに、大きな男女差別が存在するのではないか。一九八五年、日本は女性差別撤廃条約を批准した。「女性に対するあらゆる

る形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意」(前文)した、日本を含む一三〇カ国の賛成(反対〇、棄権一一)により七九年に採択された同条約は、現在では一八九カ国もが批准する、国際人権法領域における最重要条約の一つとなっている。

締約国は自国内で女性差別撤廃のため立法等の様々な措置をとることを約束するが、約束だけでは差別撤廃が実現するかは不確実であるから、条約では、締約国の選挙で選ばれる二三名の専門家からなる「女性差別撤廃委員会」をつくり、これが各締約国の差別撤廃の進捗状況について定期的に報告を受け、審査し、改善のため所見や勧告を出す仕組みを設けている。

日本は八五年の批准以来これまでに九回の報告を出し、六回の審査を受けているが、そのうち、直近の審査に対し二〇二四年一〇月に委員会が出した「最終見解」が——というよりそれに

対する日本政府の反応が——、ごく最近になって物議をかもしている。

この最終見解は、日本政府に対し八〇ほどの勧告を行っているが、そのうち①女性が婚姻後も旧姓を維持できるようにすること(民法の改正)、②女性が国政選挙に立候補する際の供託金を暫定的に引き下げること(公選法の改正)、③中絶への配偶者の同意を不要とすること(母体保護法の改正)、④緊急避妊薬へのアクセスを容易にすること(厚労省告示の改正)、については、二年以内に進捗状況を委員会に報告すべき「フォローアップ項目」に指定した。

政府は、これら四項目についても、またそれ以外の勧告についても、特段の反応を示していないが、ただ一点についてのみ、二四年一二月に「第九回日本定期報告に関する最終見解に対する日本の意見」なるものを提出した。

それが、皇室典範が皇位継承を男系男子に限定しているのを男女平等のた

め改正するよう委員会が勧告した点である。政府は、①皇位継承資格は「基本的人権に含まれているものではないので」条約の禁ずる女性差別にはあたらない、②皇位継承問題は「国家の基本に関わる事項である」、という二つの理由から、委員会が皇室典範を取り上げることは不適当であり、最終見解の皇室典範に関する記述は削除されるべきである、と主張する。

二五年一月二九日には、北村俊博外務審議官の記者会見で、その二日前に、女性差別撤廃委員会の事務を担う国連人権高等弁務官事務所に対し、政府が任意で支払っている拠出金の使途から同委員会を除くよう伝達したことが明らかにになった。それだけでなく、今年度に予定されていた委員会の委員の来日企画も中止するという。

条約機関が締約国の国内問題に勧告を行うというシステムは、なにも女性差別撤廃条約に限ったことではなく、

ほかにも、国連人権理事会をはじめとして、自由権規約や人種差別撤廃条約

あるいは子どもの権利条約や障害者権利条約などでも採用されている。しかし筆者の知る限り、政府が(フォローアップ項目への指定ですらない、単なる)勧告に対して、今回のように強硬な対応をとったことはこれまでになく、今回はその異例さが際だっている。

そのことについての筆者の政治的な評価は措くとして——大人げない対応に、日本が国際社会からどう見られるかが最も気になるところで、日本のイメージダウンにつながることをとくに懼れる——、ここでは、憲法論の観点から、政府の見解を検討してみたい。

天皇・皇族の人権

はたして政府の言うように、皇位継承資格は人権ではないのだろうか。

そもそも、天皇・皇族には、およそ一般の国民であればとうてい正当化す

ることのできないような人権制約が多々あることをまず確認しておこう。

選挙権・被選挙権は「当分の間、停止」(公職選挙法附則二項)されているし、婚姻の自由もない(皇族男子につき皇室典範一〇条)。さらに、法令上の規定があるわけではないが、常識的には、表現の自由や信教の自由も(少なくとも一般国民と同程度には)保障されていない。居住移転の自由や外国移住の自由、国籍離脱の自由もそうである。職業や身分の選択の自由もないままに、週刊誌やSNS等によるプライバシー侵害、誹謗中傷や名誉毀損にただ耐えるしかないかのような状況にある当事者の苦痛は、実に想像に余りある。

また、女性は摂政にはなれるが天皇にはなれないし、女性は非皇族と婚姻すると皇族の身分を離れることになるが男性はそうでない、というように、皇室典範には男女不平等の規定が存在するし、婚外子は皇族になれないなど

婚外子を差別する規定もある。

では、天皇・皇族に対するこれらの人権制約や差別的取扱いを、憲法学はどう考えているのだろうか。

結論的に言えば、ほとんどの学説は、これらの人権制約の制度を違憲とは考えていない。皇位継承が男性に限られることを憲法一四条違反とする学説もあるにはあるが、ごく少数にとどまる。合憲論の細かい理屈は学説により異なるが、やや乱暴にひと言でまとめれば、それは、天皇・皇族だからやむを得ない、ということになる。一般国民とは異なり特別な存在なのだから仕方がない、と言ってもよいだろう。

もう少し丁寧に言うと、通説的な見解は、天皇・皇族も日本国籍をもつ生身の人間であるから、憲法上の人権の享有主体であるという意味では一般国民と異なるところはないが、ただ、皇位の世襲制とその職務の特殊性から一定の特例が認められると説明する。政

府見解も同様である。

これに対して、近年有力となっている見解は、憲法が「世襲」(二条という身分制に基づく制度を設けている以上、それは普遍的な人権の論理の及ばない、いわば「飛び地」のようなものであって、したがって天皇・皇族はそもそも憲法上の人権の享有主体ではない、と説明する。この立場からすると、天皇・皇族の人権状況は、その良し悪しは別として、そもそも合憲か違憲かの問題ではない、ということになる。

そうすると、女性差別撤廃委員会の勧告に対し政府が皇位継承資格は基本的人権に含まれないと述べたことについては、憲法学の観点からはとくに異論はないということになるのである^①。

当事者の苦しみは……

憲法学における憲法解釈の理屈からすれば違憲でないとしても、しかし、天皇・皇族に対する人権制約や不平等

取扱いの現状は、はたして正当と言えるのだろうか。筆者には、少なくとも違憲でないからそれで良い、とは割り切れないように思われる。

現在の皇室構成員はわずか一六名であるが、これらの人々にだけ、過剰な人権制約が行われているのではないかと、圧倒的な少数者である彼ら彼女らの置かれた境遇は、彼ら彼女らに表現の自由が十全に保障されていないこともあり、またもしかするといまだに「菊のタブー」が存在するからか、メディアでも学界でも、そして国会でも議論されるのがほとんどない。多くの人々の知らぬうちに——いや、多くの人々が知らぬふりをしているうちに——、「当事者の苦しみは受忍限度を超えてい^②」る可能性がある。

憲法は、天皇の地位は「国民の総意に基く」と定めている(一条)。つまり我々国民が天皇・皇族の制度のありようを決めるのである。

法府と行政府はいま、かような態度をとっているのである。

堂々と国民的議論を

「国民の総意」はどこへ行ったのだろうか。全国民を代表する(憲法四三条 議員からなる国会は「国の唯一の立法機関」(四一条)であるから、皇室典範をどう変えるか変えないかは、国会で、国会議員により議論されなければならない。その議論を逐一メディアが報道することにより、国民はそれについて考えることができ、そしてその考えが代表者である国会議員を通じて国会にフィードバックされ、そうして「国民の総意」が形成されていく。この、憲法の想定するはずの民主政の回路が、いま、閉じられたままになっているのではないだろうか。

天皇・皇族の人権の全般にわたって国民ひとりひとりが知見をもつことを期待するのは非現実的かもしれないが、

皇位継承資格を女性にも認めるべきであるとの主張については、なぜか今回、政府は異例の強硬な態度で拒否の立場を示したが、それは今から二〇年前、小泉首相が設置した「皇室典範に関する有識者会議」の報告書(二〇〇五年)が提案していた主張でもあった。国外から日本の文化や伝統をふまえぬ唐突な主張が勧告されたのではなく、わが国において、すでに一つの選択肢として提案済みのものなのである。

世論調査を見ても、女性天皇に賛成する国民は近年では八割を超えるが、なぜかこの二〇年前の報告書は現在では省みられることがない。二四年五月から衆参両院の正副議長と各党代表者により、「安定的な皇位継承を確保するための方策」(皇室典範特例法案可決の際の衆参両院における附帯決議)——

この言い方には、天皇・皇族の人権を改めて真剣に考えようという意向はほとんど感じ取れないだろう——につい

せて、いまこれほどに注目を集めている皇位継承資格の論点については、国会における、公開の会議で、国会議員が、侃侃諤諤^{かんかんげつげつ}の議論をするべきだと思う。そうするなかで、国民が、天皇・皇族の人権状況を冷静に考え直す契機が生まれてくることを期待したい。

(1) ただし、憲法の解釈ではなく条約の解釈に関して、政府の解釈(Ⅱ皇位継承の男女差別は条約に言うところの女性差別には当たらない)と委員会の解釈(Ⅱ女性差別に当たる)とが対立しているという状況に変わりはない。そもそも、ある条約の解釈が、締約国同士で、あるいは締約国と国際機関とで異なるのは、よくあることである。

(2) 橋爪大三郎氏インタビュー(朝日新聞デジタル、二〇二四年一〇月二日)。

(3) 毎日新聞の世論調査(二〇二四年五月)では八一%、共同通信の世論調査(同年四月)では九〇%が、女性天皇に賛成している。

(みなみの・しげる 九州大学法学部教授)

ての「立法府の総意」をまとめるため、衆議院議長公邸で「全体会議」(「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応に関する全体会議」)が非公開で行われている。この会議では、二五年六月末までの通常国会の会期中に、①女性皇族が婚姻後も皇族身分を維持すること、②旧皇族の男系男子を養子縁組により皇族に復帰させること、の二点を中心に議論が進められる見通しであり、そこでは、皇位継承資格の女性への拡大についての議論すらなされる気配はない。

女性天皇の可能性をあえて議論から外す議長主催の会議と女性天皇の可能性に道を開きかねない女性差別撤廃委員会の勧告に過剰な反応を示す日本政府。繰り返すが、女性天皇を容認する世論が圧倒的多数であり、そして実際過去にそのような有識者の提言が出されているにもかかわらず、この国の立